

令和4年9月12日版

新型コロナウイルス感染症対策

## 檜山地域のみなさまへ

(振興局からのお知らせ)

陽性者の療養期間が、下記のとおり変更になりました。(令和4年9月7日適用)

### 自宅療養者の療養期間

| 症状 | 変更前                     | 変更後                                   |
|----|-------------------------|---------------------------------------|
| あり | 10日間<br>(かつ症状軽快後72時間経過) | 7日間<br>(かつ症状軽快後24時間経過)                |
| なし | 7日間                     | 5日間<br>(5日目検査で陰性確認*)<br>(検査しない場合は7日間) |

\* 検査は抗原検査キットによる自己検査でも差し支えありません。

\* 療養期間終了後も有症状者の場合は10日間、無症状者の場合は7日間が経過するまでは、通常よりも一段高い意識で感染防止行動の徹底をお願いします。

### 療養期間中の外出

**症状軽快から24時間後** 又は **無症状** の場合  
食料品等の買い物など**必要最小限**の**外出は差し支えありません**

※ 外出時や人と接する際は「短時間」「マスク着用」「公共交通機関を使わない」など、**感染予防行動**を徹底していただくことが前提となります。

詳しくは、下記の**道HP**でご確認下さい。

「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について」

→ **北海道 濃厚接触者** で検索 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai\\_taiou.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)

お問い合わせ先：檜山振興局総務課 0139-52-6500